

## 金津創作の森美術館

### カフェレストラン&ミュージアムショップ出店者募集要項

公益財団法人金津創作の森財団では、美術館内のカフェレストランとミュージアムショップの出店者を募集します。

#### 1 目的

平成11年(1999年)に複合文化施設として設置された金津創作の森は、美術館機能を有するアートコアと、陶芸やガラス工芸などの体験が行える創作工房・ガラス工房、そして、芸術家が暮らす森の作家エリアで構成されています。

開館以来、アートコアを中心に提供してきたさまざまなコンテンツや、工房における創作体験、入居作家による芸術活動などを通して、金津創作の森は福井県を代表する芸術文化施設として、地域に確固たる存在感を示すようになりました。

今回の出店者募集は、金津創作の森の立地条件や施設環境を活かしながら、美術館におけるカフェレストラン及びミュージアムショップの機能を充実させることにより、金津創作の森の魅力を一層高めることを目的とします。

#### 2 出店施設の概要

- (1) 所在地 福井県あわら市宮谷57-2-19 金津創作の森美術館内
- (2) 規模構造 RC造一部木造 301.2㎡(フロア194.4㎡、オープンテラス64.8㎡、厨房12.0㎡、倉庫その他30.0㎡)
- (3) 開店時間 10:00～17:00 (美術館開館時間に準じる。)
- (4) 休館日 月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌日以降の平日)  
年末年始 (12月29日～1月3日)

#### 3 契約期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※当財団と協議の上、1年単位で継続することができます。

#### 4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限ります。

- (1) 営業に関し必要な許認可、免許等を有していること。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同法第6条に規定する暴力団員でないこと。

#### 5 出店条件

##### (1) 開店日及び開店時間

金津創作の森美術館の開館時間等に準じます。ただし、財団と協議の上、22:00を限度に臨時に開店時間を延長することができます。

##### (2) 営業物件

カフェ&レストラン及びミュージアムショップは、同一フロアに配置されています。出店者は、財団と委託契約を締結して、これらの施設を一体的に運営していただきます。それぞれの面積配分は、財団と協議の上変更することができます。

なお、毎月売上げの状況を報告していただきます。

##### ①カフェ&レストラン

- ・調理器具、什器、食器等は、備え付けのものを使用すること。出店者が別途備品等を用意する場合は、事前に財団の許可を得ること。
- ・メニュー内容については、財団と協議すること。

##### ②ミュージアムショップ

- ・定められたスペースを確保し、入居作家の作品及び創作工房・ガラス工房のオリジナル作品を販売すること。委託料については別途協議する。
- ・上記以外の物品は、財団と協議の上販売することができ、当該収益は全

て出店者に帰属するものであること。

(3) 名称

店舗の名称は、財団と協議の上決定するものとします。

(4) 施設使用料

出店に係る施設使用料（備品類を含む。）は、月額60,000円（消費税込み）とし、財団の発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとします。

(5) 関係法令の手続き

営業に必要となる行政上の許認可の手続きは、出店者の費用負担で行うものとし、その結果を財団に報告してください。

(6) 経費負担

出店エリアに係る光熱水費（電気代、上下水道料、ガス代）、清掃管理費、廃棄物処理費、通信費の経費は出店者の負担とします。また、別途、共益費の負担があります。

※旧店舗光熱水費 1月当たり実績(電気50,000円～100,000円、上下水道3,000円～8,000円、ガス3,000円)

(7) 損害保険

出店者は、借家人賠償責任保険に加入してください。

(8) 委託終了時の措置

契約期間の満了又は契約の解除により委託が終了したときは、速やかに施設を原状回復してください。原状回復に要した費用、出店に伴い支出した費用その他一切の費用について、財団に補償を請求することはできません。

なお、契約期間の途中でこれを解除する意向があるときは、当該期日の3月前までに財団に通知してください。

(9) その他

- ・再委託、権利譲渡等をしないこと。
- ・常に財団との連携を密にすること。
- ・施設の改装、改修工事はしないこと。
- ・施設内は禁煙とすること。
- ・その他施設の管理に関しては財団の指示に従うこと。

## 6 日程

令和5年(2023年)

- 1月24日(火) 募集開始(当財団ホームページ)
- 2月1日(水) 現地見学会申込締切
- 2月6日(月) 現地見学会
- 2月9日(木) 質問書受付期限(17:00)
- 2月17日(金) 出店申込書提出期限
- 2月28日(火) 出店希望者のプレゼンテーション
- 3月上旬 出店者決定
- 4月1日(土) 契約開始、開店準備

### (1) 募集期間

令和5年1月24日(火)～2月17日(金)

### (2) 現地見学会

現地見学会を次のとおり実施します。ただし、見学会の参加は出店応募の条件ではありません。

- ①日 時 令和5年2月6日(月) 10:00～
- ②場 所 金津創作の森美術館
- ③申込み 2月1日(水)までに金津創作の森美術館に申し込むこと。

### (3) 質問の受付

質問がある場合は、「質問書」を提出してください。

- ①提出期限 令和5年2月9日(木) 17:00
- ②提出方法 メール、郵送、ファックス又は持参のいずれかによること。
- ③回答方法 すべての質問を取りまとめの上、2月18日以降出店応募者全員にメールで回答します。

### (4) 出店の申込み

出店希望者は、次の書類を提出してください。

- ①出店申込書(様式第1号)
- ②暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式第2号)
- ③出店企画書(様式第3号)
- ④誓約書(様式第4号)

(5) プレゼンテーション

出店希望者によるプレゼンテーションを次のとおり実施します。

①日時 令和5年2月28日(火) 10:00～

②場所 金津創作の森美術館アートコア 研修会議室

(6) 出店者の決定

書類審査とプレゼンテーションの結果を総合的に勘案して出店者を決定します。結果は、令和5年3月上旬に文書により通知します。

(7) 問合せ・書類提出先

〒919-0806

福井県あわら市宮谷57-2-19

公益財団法人金津創作の森財団

TEL : 0776-73-7800 FAX : 0776-73-7805 E-mail : artcore@sosaku.jp